

# 22年度東京第五検審「審査事件票」33枚の中の2枚目 (2012年市民請求)

(2)

← 綴じ穴跡あり →

審 査 事 件 票

平成22年1月分  
東京地裁管内  
東京第五検察審査会  
追番号 ( )

開連事件	平 年 号 ( ) 平 年 号 ( ) 平 年 号 ( ) 平 年 号 ( )	受 理 事 項	手 続 事 項	議 決 事 項	
(1) 被 疑 者	氏名	性別等	1 受理 平成 年 月 日	(8) 起 訴 相 当 不 起 訴 不 当 起 訴 猶 予 起 訴 猶 予 起 訴 相 当 議 決 区 分 打 切 り	(8) 申 立 議 決 区 分 移 送
	2 第1回審査会議期日	平成 年 月 日	3 議 決 平成 年 月 日		
	2) 事件名	被疑事件	審査期間 1~3 年 月 日 間 (準備) 1~2 年 月 日 間 (実質審査) 2~3 年 月 日 間		
	(3) 受理区分	申立て 1 職権 2 端緒 3 申立権なき者の申立て a 投書 b マスコミの報道 c その他 d 移送 3	(7) 議 決 区 分 会 議 審 査 会 に よ る 小 委 員 会 に よ る 回 数 計 証 人 等 の 延 べ 人 員 公 務 所 等 照 会 回 数 証 人 召 喚 請 求 回 数 不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ 審 査 捕 助 員 延 べ 出 頭 数		
(4) 原 不 起 訴 処 分	起訴猶予 1 嫌疑不十分 2 嫌疑なし 3 罪とならず 4 その他 5	(5) 申 立 人	審査会議 回 ( ) 実地見分 回 ( ) 所在尋問 回 ( ) 記録調査等(在庁) 回 ( ) 実地見分 回 ( ) 所在尋問 回 ( )	起訴相当	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)
	検事 1 副検事 2 検察事務官 3		証人等の延べ人員 人 公務所等照会回数 回 証人召喚請求回数 回 不起訴記録の取寄せ 人 審査捕助員延べ出頭数 回	不起訴不当	申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが書面によらないでされた(法31条、施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条、施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない
(5) 申 立 人	氏名	性別等	請求 平成 年 月 日 受理 平成 年 月 日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条、施行令21条) 同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項)
	告訴人 1 告発人 2 請求をした者 3 被害者 4 遺族 5 申立権なき者 6	弁護士による申立代理の有無	審査捕助員延べ出頭数 回		

記入部分を全てマスキングして文書間の区別が付かなくなったため番号を打ったとのこと

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。